

4 文科教第 456 号
令和 4 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する
省令等の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 20 号）（以下「改正省令」という。）が、また、別添 2 のとおり、「専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示」（令和 4 年文部科学省告示第 97 号）（以下「改正告示」という。）等が、それぞれ令和 4 年 6 月 20 日に公布・施行されました。

今回の改正は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において、専門学校におけるリカレント教育の実施による専門学校の機能強化により、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくこと等が提言されたことを踏まえ、大学等との連携やリカレント教育を促進するため、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。なお、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令案等の施行等について（通知）」（平成 24 年 4 月 9 日付け文部科学省生涯学習政策局長通知（24 文科生第 40 号））中、改正前専修学校設置基準第 26 条第 2 項及び 3 項の規定による単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生としての履修を入学後に正課の授業科目の履修とみなし単位を与えることができること（第一（2）専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）の一部改正キ）の記述は廃止し、本通知を適用しますので、御留意ください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

記

第1 改正の概要

1 改正省令

(1) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第23号）の一部改正

- ア 現行専修学校設置基準において科目等履修について定めている第15条について、大学設置基準等と同様に、特別の課程について規定を新たに設けること。（第15条関係）
- イ 入学前の授業科目の履修並びに授業時数の単位数の換算及び単位の授与を規定するそれぞれの条に科目等履修生に加え、特別の課程履修生も加え、特別の課程履修生についても単位授与可能とすること。（第12条第1項、第19条第1項、第22条関係）
- ウ 特別の課程履修生を相当数受け入れる場合においても教育の質が確保されるようそれぞれ教員、校地、校舎の面積を増加することを規定すること。（別表第1、別表第2のイの表、別表第3及び別表第4のイの表の備考第二号関係）
- エ 高等課程の単位制による学科における入学前の学修について、単位制高等学校と同様に、2分の1を超えることができることを制度上適切に位置づけること。（第28条及び第38条関係）
- オ その他の所要の規定を整備すること。

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

専修学校が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として、授業時数の単位数への換算又は単位の授与の有無を新たに加えることとすること。（第189条関係）

2 改正告示

(1) 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件（平成11年文部省告示第85号）等の一部改正

- ア 専修学校の専門課程における特別の課程履修生としての学修及び、大学又は高等専門学校における特別の課程履修生としての学修を専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修として規定すること。（第1項第1号及び第4号関係）
- イ その他の所要の規定を整備すること。

第2 留意事項

1 自校以外の教育施設等における学修の単位認定の拡大

- (1) 第1の1(1)アイウの改正は、専修学校設置基準第16条、第20条及び第29条に規定する1年間の開講する授業時数を原則としつつ、専修学校における大学等との連携やリカレント教育の推進などの多様な学修の促進を図ることを目的としたものであることに留意すること。したがって、当該制度の活用を前提に、通常必要とされ

る授業時数を下回り、自校以外の教育施設等における学修をもって代替させるような取扱は認められないこと。

- (2) 当該制度の活用にあたっては、単位認定の対象とする自校以外の教育施設等における学修が教育上有益と認められることが必要であること。単位認定の際には、自校以外の教育施設等における学修が専修学校教育に相当する水準を有するものであるか、単位認定等を行う授業科目が当該専修学校の教育課程全体からみて適切であるかなどについて、各専修学校において適切に判断すべきこと。

2 特別の課程履修生への単位の修得の認定

- (1) 第1の1(2)にあるとおり、特別の課程履修生への単位の修得の認定の有無については、あらかじめ公表すること。なお、公表の方法としては、専修学校が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。
- (2) 特別の課程を実施する体制については、あらかじめ公表すること。実施体制としては、特別の課程に関する学内委員会等を設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、学内の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、特別の課程の内容等に応じて各専修学校の判断により当該特別の課程の質保証を図るための適切な実施体制を整備されたいこと。
また、必要な体制の整備にあたっては、特別の課程が各専修学校の教育活動の一環であることに鑑み、専修学校設置基準第2条の規定に準じて行うことが求められること。
- (3) 専修学校が、生徒が行った他の教育施設の特別の課程における学修に対して単位の修得を認定する場合であって、当該特別の課程が専修学校教育に相当する水準を有するものであることを確認する際には、特別の課程の編成にあたってあらかじめ公表すべき事項とされているものについて、当該特別の課程を編成する教育施設に確認することが考えられること。
- (4) 特別の課程履修生への単位の修得の認定については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和元年8月13日付け高等教育局長通知（元文科高第328号））の別添4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」に準じて適切に実施すべきこと。

3 その他

- (1) 本改正は、国家資格の受験資格等に関わる他省庁等に指定された養成施設等における教育課程にも適用されること。本件は厚生労働省，国土交通省，農林水産省，環境省，経済産業省とも協議済みであること。
- (2) 改正省令及び改正告示においても短期大学における学修が専修学校専門課程における授業科目の履修とみなす対象に含まれること。

(参考)

「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令案等の施行等について（通知）」（平成 24 年 4 月 9 日付け文部科学省生涯学習政策局長通知（24 文科生第 40 号））
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/20201216-mxt_kouhou02-1.pdf

添付資料

- 【別添 1】 学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令
- 【別添 2】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示
- 【別添 3】 専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件の一部を改正する件

<p><本件担当> 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係 直通：03-6734-2915</p>
--

○文部科学省令第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十八条及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十三条の二及び第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十三条の二中「授業科目」とあるのは「授業科目を履修し、又は当該授業科目」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第二項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無」とあるのは「専修学校設置基準第十

改正前

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制」とあるのは「実施体制」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとす

九条の規定による授業時数の単位数への換算又は同令第二十二條の規定による単位の授与の有無」と、同條第六項中「第五條」とあるのは「第三十三條第一項において準用する同法第五條」と読み替えるものとする。

る。

(専修学校設置基準の一部改正)

第二条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(専修学校以外の教育施設等における学修)

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第十一条 〔略〕

第十一条 〔同上〕

2 〔略〕

2 〔同上〕

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4・5 〔略〕

4・5 〔同上〕

(入学前の授業科目の履修等)

(入学前の授業科目の履修等)

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十五条第一項及び第二項の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行った前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十五条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行った前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 〔略〕

2 〔同上〕

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十五条第一項及び第二項の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十五条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 〔略〕

4 〔同上〕

(科目等履修生等)

(科目等履修生)

第十五条 〔略〕

第十五条 〔同上〕

2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、

〔項を加える。〕

当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修させることができる。

(授業時数の単位数への換算)

第十八条 専修学校の高等課程における生徒(第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)を含む。)の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒(科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者(以下「科目等履修生等」という。)を含む。)の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

一・二 [略]

2 [略]

(単位の授与)

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒(科目等履修生等を含む。)に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(授業時数の単位数への換算)

第十八条 専修学校の高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

一・二 [同上]

2 [同上]

(単位の授与)

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努め

「項を削る。」

「項を削る。」

(単位制による学科に係る読替え)

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとす。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用

るものとする。

2 高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の高等課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の専門課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(単位制による学科に係る読替え)

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用

については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(教員の資格)

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

一 [略]

二 学士の学位(学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。)を有する者にあつては二年以上、短期大学の学位(学位規則第五条の五に規定する短期大学士(専門職)の学位を含む。次条第三号において同じ。)又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 三六 [略]

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

- 一 前条各号のいずれかに掲げる者
- 二 二五 [略]

については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

(教員の資格)

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

一 [同上]

二 学士の学位(学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。)を有する者にあつては二年以上、短期大学の学位(学位規則第五条の五に規定する短期大学士(専門職)の学位を含む。)又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 三六 [同上]

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

- 一 前条各号の一に該当する者
- 二 二五 [同上]

<p>第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。</p> <p>一 前二条各号のいずれかに掲げる者</p> <p>二 「略」</p> <p>三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>	<p>第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。</p> <p>一 前二条各号の一に該当する者</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

別表第一備考第二号口中「第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者」を「科目等履修生等」に改め、別表第二イの表備考第二号、別表第三備考第二号イ及び別表第四イの表備考第二号イ中「科目等履修生その他の生徒以外の者」を「科目等履修生等」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第九十七号

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十一条第一項及び第三項の規定に基づき、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月二十日

文部科学大臣 末松 信介

専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示

専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成十一年文部省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」とう。）第十一条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

1 省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

一 学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条の規定により専修学校が編成する特別の課程における学修

二 略

三 高等専門学校における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有するものと認めたもの

四 大学又は高等専門学校における科目等履修生、特別の課程履修生、研究生又は聴講生としての学修

五 大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

六 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

七 略

2 省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、大学又は高等専門学校の専攻科における学修とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

改正前

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（以下「省令」とう。）第十条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

なお、改正前の省令第九条第二項の規定により、別に定めることとされた学修を定める件（平成六年文部省告示第八十三号）は廃止する。

1 省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。

〔号を加える。〕

一 同上

〔号を加える。〕

二 大学、短期大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修

三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

五 同上

2 省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。

一 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認めたもの

二 大学の専攻科における学修

「号を削る。」

三 短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第九十八号

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成十八年文部科学省告示第二十四号（専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十日

文部科学大臣 末松 信介

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>専修学校設置基準第十三条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件</p> <p>専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十三条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について次のように定める。</p> <p>通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。</p> <p>一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十五条第一項の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの</p> <p>二 〔略〕</p>	<p>専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件</p> <p>専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について次のように定め、告示の日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年文部省告示第百八十五号（専修学校が履修させることができる授業について定める件）は、廃止する。</p> <p>通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。</p> <p>一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの</p> <p>二 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。